

九州支部規程

- (昭和42年 5月27日 一部改正 学会名変更)
- (昭和52年 6月24日 一部改正 第6条・第14条)
- (昭和61年 5月17日 一部改正 学会名変更)
- (平成2年12月17日 一部改正 第6条・第14条・第22条)
- (平成7年 4月 1日 一部改正 第5条・第7条・第15条)
- (平成11年10月21日 一部改正 第3条)
- (平成13年 4月 1日 一部改正 第6条、第23条)
- (平成14年 8月 1日 一部改正 第3条)
- (平成18年 7月 1日 一部改正 第3条)

(総 則)

- 第1条 本支部の構成および運営については、社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外、この規程による。
- 第2条 本支部は、社団法人電子情報通信学会九州支部と称する。
- 第3条 本支部は事務所を、福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28 NTT西日本-九州設備戦略部門内におく。
- 第4条 次の地域内に存在する電子情報通信学会会員は、すべて本支部に属するものとする。
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(事 業)

- 第5条 本支部は本会定款第4条に定める目的を達成するため、随時、講演会討論会、講習会、見学会等を開催する。
 - 2. 本支部に学生会を設け、学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため、別途学生会運営基準を設ける。

(支部長、支部幹事、および支部評議員)

- 第6条 本支部に支部長1名、支部庶務幹事2名、および支部会計幹事2名のほか、評議員15名程度をおく。ただし、評議員のうち3名は、支部長が正員のうちから選任することができる。支部長は退任後、1年間、第9条で定義する役員会に出席することができる。
- 第7条 本支部に学生会活動を支援するため学生会顧問若干名を置き、うち2名を支部長が評議員として選任する。
- 第8条 支部幹事の職務分担は、次のとおりとする。
支部庶務幹事 庶務および他幹事の所掌に属しない事項
支部会計幹事 会計に関する事項
- 第9条 支部長、支部幹事、および支部評議員（以下支部役員と総称する）は支部役員会を組織し、支部の業務を議決し執行する。

第 10 条 支部役員に欠員が生じた場合は、次点者から補充する。
ただし、やむをえない場合は、支部長が支部役員会の議決を経て選任することができる。

2 . 補欠による支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 11 条 支部役員選挙は、本部役員および評議員選挙と同時に毎年 3 月に行う。

第 12 条 支部役員補者の推薦、投票、開票等に関する手続きは、支部役員会の議決を経て支部長が定める。

(会 議)

第 13 条 支部の会議は、支部役員会および支部総会とする。

第 14 条 支部役員会は、毎年 3 回支部長が招集する。

第 15 条 支部役員会は、支部役員 10 名以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ、意見を表示したものは出席者とみなす。

第 16 条 支部役員会の議事は、出席支部役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第 17 条 本支部の地域内に存在する本部評議員は、支部役員会に出席することができる。

第 18 条 規則第 4 5 条により、本部へ提出する事業計画案および予算案は、支部役員会の議決を経ることを要する。

第 19 条 支部総会は年 1 回、本部総会終了後、なるべく早期に支部長が招集する。

2 . 支部長が必要と認めるときは、支部役員会の議決を経て臨時支部総会を招集することができる。

第 20 条 支部長は、支部会員総数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項および理由を記載した書面を提出して支部総会の招集を請求されたときは遅滞なく臨時支部総会を招集しなければならない。

第 21 条 総会の開催期日および議事は、支部役員会の議決を経て支部長が決定し、支部会員に通知する。

第 22 条 次の事項は、支部総会において報告するものとする。

イ . 事業計画および収支予算

ロ . 事業報告および収支決算

ハ . その他支部役員会において必要と認められた事項

(その他)

第 23 条 本規定は平成 18 年 7 月 1 日より実施する。